
第2回江府町議会3月定例会会議録（第3日）

令和3年3月24日（水曜日）

議事日程

- 日程第1 議案第7号 江府町新型コロナウイルス感染症対策資金利子補助金事業基金条例の制定について
- 日程第2 議案第9号 江府町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第10号 江府町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第11号 江府町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第12号 江府町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第6 議案第13号 江府町介護保険条例の一部改正について
- 日程第7 議案第14号 江府町特定公共賃貸住宅設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第15号 江府町被災者住宅再建等支援条例の一部改正について
- 日程第9 議案第16号 江府町ふるさと応援基金条例の一部改正について
- 日程第10 議案第17号 江府町特別会計設置条例の一部改正について
- 日程第11 議案第18号 江府町簡易水道等施設の設置及び給水に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第19号 江府町特定環境保全公共下水道処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第20号 江府町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第21号 江府町林業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第22号 江府町立中学校等設置条例の全部改正について
- 日程第16 議案第23号 江府町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第17 議案第24号 江府町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例を廃止する条例の制定について

- 日程第18 議案第25号 江府町道の駅に係る指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第26号 診療費等に係る権利の放棄について
- 日程第20 議案第42号 令和2年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第43号 令和2年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（施設勘定）補正予算（第5号）
- 日程第22 議案第44号 令和2年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算（第5号）
- 日程第23 議案第45号 令和2年度鳥取県日野郡江府町介護老人保健施設特別会計補正予算（第3号）
- 日程第24 議案第46号 令和2年度鳥取県日野郡江府町索道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第47号 令和2年度鳥取県日野郡江府町米沢財産区特別会計補正予算（第2号）
- 日程第26 議案第48号 令和2年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計補正予算（第1号）
- 日程第27 議案第49号 令和2年度江府町簡易水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第28 議案第50号 令和2年度江府町下水道等事業会計補正予算（第2号）
（追加提出議案）
- 日程第29 議案第51号 給水車購入契約の締結について
- 日程第30 議案第52号 江府町副町長の選任について
- 日程第31 委員長報告 1. 江府町議会予算特別委員会審議報告
（1）一般会計予算特別委員会（付託審議 議案第27号）
（2）特別会計予算特別委員会（付託審議 議案第28号から
議案第40号まで13件）
- 日程第32 発議第1号 江府町議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第33 閉会中継続調査について（議会運営委員会）
- 日程第34 閉会中継続調査について（広報公聴常任委員会）

出席議員（10名）

1 番 森 田 哲 也	2 番 川 端 登志一	3 番 阿 部 朝 親
4 番 空 場 語	5 番 三 好 晋 也	6 番 三 輪 英 男

7番 川上 富夫 8番 長岡 邦一 9番 川端 雄勇
10番 上原 二郎

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 松井 英樹

説明のため出席した者の職氏名

町長	白石 祐治	教育長	富田 敦司
総務総括課長	池田 健一	住民課長	川上 良文
農林産業課長	末次 義晃	建設課長	小林 健治
教育課長	加藤 邦樹	福祉保健課長	生田 志保
企画財政担当課長	松原 順二	会計管理者	藤原 靖
学事担当課長	景山 敬文		

午前10時00分開議

○議長（上原 二郎君） 本日の欠席通告はございません。全員出席であります。

ただいまより、令和3年第2回江府町議会3月定例会第3日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

なお、日程に先立ち、傍聴の方をお願いいたしますが、傍聴規則に従い傍聴いただきますようお願いいたします。

直ちに議事に入ります。

これから議案等に対する質疑を行います。

本日の議案審議は、初日の提出議案であり、既に提案者の内容説明、質疑は終わっております。

討論、採決の進行は、1議案ごとに処理進行いたします。

日程第1 議案第7号 から 日程第17 議案第24号

○議長（上原 二郎君） 日程第1、議案第7号、江府町新型コロナウイルス感染症対策資金利子補助金事業基金条例の制定についてから、日程第17、議案第24号、江府町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例を廃止する条例の制定についてまで、以上、17議案を一括議題とします。

日程第1、議案第7号、江府町新型コロナウイルス感染症対策資金利子補助金事業基金条例の制定について。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（上原 二郎君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第7号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第2、議案第9号、江府町職員の給与に関する条例の一部改正について。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（上原 二郎君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第9号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第3、議案第10号、江府町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（上原 二郎君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第10号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第4、議案第11号、江府町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（上原 二郎君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第11号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第5、議案第12号、江府町国民健康保険税条例の一部改正について。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（上原 二郎君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第12号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第6、議案第13号、江府町介護保険条例の一部改正について。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（上原 二郎君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第13号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第7、議案第14号、江府町特定公共賃貸住宅設置及び管理に関する条例の一部改正について。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（上原 二郎君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第14号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第8、議案第15号、江府町被災者住宅再建等支援条例の一部改正について。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（上原 二郎君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第15号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第9、議案第16号、江府町ふるさと応援基金条例の一部改正について。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（上原 二郎君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第16号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第10、議案第17号、江府町特別会計設置条例の一部改正について。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（上原 二郎君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第17号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第11、議案第18号、江府町簡易水道等施設の設置及び給水に関する条例の一部改正について。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（上原 二郎君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第18号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第12、議案第19号、江府町特定環境保全公共下水道処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（上原 二郎君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第19号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第13、議案第20号、江府町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（上原 二郎君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第20号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第14、議案第21号、江府町林業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（上原 二郎君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第21号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第15、議案第22号、江府町立中学校等設置条例の全部改正について。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（上原 二郎君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第22号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第16、議案第23号、江府町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例を廃止する条例の制定について。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（上原 二郎君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第23号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第17、議案第24号、江府町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例を廃止する条例の制定について。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（上原 二郎君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第24号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 1 8 議案第 2 5 号

○議長（上原 二郎君） 続いて、日程第 1 8、議案第 2 5 号、江府町道の駅に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は、除斥の対象になりますので、地方自治法第 1 1 7 条の規定によって、川端雄勇君の退場を求めます。

ここで、暫時休憩いたします。

午前 1 0 時 3 0 分休憩

午前 1 0 時 3 0 分再開

○議長（上原 二郎君） 再開します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（上原 二郎君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第 2 5 号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

ここで、暫時休憩します。

午前 1 0 時 3 0 分休憩

午前 1 0 時 3 0 分再開

日程第 1 9 議案第 2 6 号

○議長（上原 二郎君） 再開します。

続いて、日程第 1 9、議案第 2 6 号、診療費等に係る権利の放棄についてを議題といたします。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（上原 二郎君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第26号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第20 議案第42号 から 日程第28 議案第50号

○議長（上原 二郎君） 日程第20、議案第42号、令和2年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）から、日程第28、議案第50号、令和2年度江府町下水道等事業会計補正予算（第2号）まで、以上9議案を一括議題とします。

日程第20、議案第42号、令和2年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）について。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（上原 二郎君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第42号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第21、議案第43号、令和2年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（施設勘定）補正予算（第5号）。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（上原 二郎君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第43号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第22、議案第44号、令和2年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算（第5号）。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（上原 二郎君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第44号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第23、議案第45号、令和2年度鳥取県日野郡江府町介護老人保健施設特別会計補正予算（第3号）。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（上原 二郎君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第45号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第24、議案第46号、令和2年度鳥取県日野郡江府町索道事業特別会計補正予算（第2号）。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（上原 二郎君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第46号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第25、議案第47号、令和2年度鳥取県日野郡江府町米沢財産区特別会計補正予算（第2号）。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（上原 二郎君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第47号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第26、議案第48号、令和2年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計補正予算（第1号）。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（上原 二郎君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第48号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第27、議案第49号、令和2年度江府町簡易水道事業会計補正予算（第2号）。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（上原 二郎君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第49号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第28、議案第50号、令和2年度江府町下水道等事業会計補正予算（第2号）。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（上原 二郎君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第50号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第29 議案第51号

○議長（上原 二郎君） これより、追加提出議案です。

日程第 29、議案第 51 号、給水車購入契約の締結についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） ただ今ご上程いただきました、議案第 51 号についてご説明いたします。

給水車購入契約の締結についてでございます。本案は、給水車購入を行うため、三菱ふそうトラック・バス株式会社 中国ふそう鳥取支店 米子サービスセンターと契約を締結いたすものでございます。地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び江府町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を得たく提案いたすものでございます。なお、議案の詳細につきましては、主管課長より説明をさせますのでお聞き取りの上、ご審議ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原 二郎君） 詳細説明を求めます。所管課長。

小林課長。

○建設課長（小林 健治君） 失礼いたします。議案第 51 号、給水車購入契約の締結についてご説明申し上げます。1 枚おはぐりください。契約の目的は、給水車購入の契約でございます。契約の概要でございますが、2 t 車級の給水車でオートマチック車。4WD。タンク容量は、2000 リットルの規格でございます。契約につきましては、鳥取県内のメーカー及び代理店によります一般競争入札を令和 3 年 3 月 17 日に行いまして、契約金額 1,331 万円で三菱ふそうトラック・バス株式会社 中国ふそう鳥取支店 米子サービスセンター 米子サービスセンター長 福田宏と仮契約を行いました。納期は、令和 4 年 3 月 22 日を予定しております。以上でございます。

○議長（上原 二郎君） 以上、提案理由説明が終了いたしました。

日程第 29、議案第 51 号、給水車購入契約の締結について。

議案第 51 号の質疑を行います。

川上議員。

○議員（7 番 川上 富夫君） この購入については、否定するものではないですけども、今回の新道川筋地区の断水において、他町からの借りてきたこともあったりしますけども、既存のもの、それからこの購入するもの 2 台で対応するというふうに考えればいいのか、それとも、更新というふうに考えればいいのか。いかがですか。

○議長（上原 二郎君） 答弁を求めます。

小林課長。

○建設課長（小林 健治君） 現在、既存の給水車、4トンがございます。それと併せまして、この2トン給水車。道幅等々もありますので、両方で併せ持ってそういった断水対応等を行ってみたいと思います。

○議長（上原 二郎君） よろしいですか。

○議員（7番 川上 富夫君） 了解しました。

○議長（上原 二郎君） 他に。

阿部議員。

○議員（3番 阿部 朝親君） 私もこの予算を否定するものではございませんけども、2トンタンクが2台確かあったと思いますが、それは活用はされてないですか。

○議長（上原 二郎君） 小林課長。

○建設課長（小林 健治君） 備品といたしまして、2トンタンクは2基あります。このタンクだけですので、特に、今、2トントラックは冬期は除雪車で使っておりまして、なかなか緊急対応が出来ないこともありましたので、そういった形でたくさん台数があれば、緊急対応が出来るかなと思ひまして、今回2トン車の購入のほうを行いました。

○議長（上原 二郎君） よろしいですか。2トンタンクは、そのまま2個あるということですが、他に質疑があれば。

空場議員。

○議員（4番 空場 語君） 今回、1台だけなんですけれども、今ある4トンの車が相当古いということで聞いておりますが、これに備えて、もし駄目なときには、今度はタンクのほうとトラックとの併用を考えた部分を併せて検討をしていただきたいというふうに思います。2トントラックを空けて給水車を乗せていくという、給水を。ということも考えていただきたいと思います。

○議長（上原 二郎君） 質問の内容は分かりましたか。

空場議員、ちょっと分かりにくいですが、4トンが古いんで2トンのタンクも併せて対応を準備してほしいというような質問でしょうか。

立ってください。

○議員（4番 空場 語君） 4トンのほうは、私が古いと感じたのは、実際の給水場面に行っこの車古いから、もう大分経つとるしという話を聞いたもので、もしこれが駄目だったときには、トラックのほうもその時に使えるようにトラックのほうも準備方を万全にしていきたいということです。

○議長（上原 二郎君） トラックを使って、2トンタンクを載せて、そういう対応もできるように準備してほしいということですね。それはどうですか。

小林課長。

○建設課長（小林 健治君） 給水タンク2台ありますので、当然、冬期間の除雪出ないときには、当然2トンに給水タンクを載せて運用しておりますし、除雪期間中は前回もありましたように、借用しまして2トン車を、そういった形で臨機応変に対応しております。

○議長（上原 二郎君） よろしいですか。

ちなみに、その4トン給水車は、古いということですが、まだまだ対応に耐えられるのかどうかということも併せてお答えできれば。

小林課長。

○建設課長（小林 健治君） タイヤのほうはかなり摩耗しておりましたので、2年くらい前にタイヤは全部換えましたのでなんとか。機械の中身のほうは、まだ十分に活用できますので、対応は可能かなと考えております。

○議長（上原 二郎君） 他に質疑があれば、よろしいでしょうか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（上原 二郎君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第51号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第30 議案第52号

○議長（上原 二郎君） 日程第30、議案第52号、江府町副町長の選任についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） 議案第52号でございます。江府町副町長の選任についてでございます。

令和2年10月13日より、欠員となっております、江府町副町長につきまして、地方自治法第162条の規定により次の者を選任したいので議会の同意を求めるものでございます。住所鳥取県米子市吉谷251番地の2 氏名 八幡徳弘 昭和36年6月17日生まれ。なお、任期は、令和3年4月2日から4年間でございます。ご審議ご承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（上原 二郎君） 以上、提案理由説明が終了いたしました。

日程第30、議案第52号、江府町副町長の選任について。

議案第52号の質疑を行います。

空場議員。

○議員（4番 空場 語君） 内容、経歴等も伺ったんですけれども、県の職員の方からということでも聞きましたけれども、町長に伺いたいのは、江府町の中で人材がいなかったかな。在住でなしに出身者でも結構ですけれども、江府町の方で、そういう人に該当するような人、あるいは、それまでに町長も2期目ですけれども、要請された方は無かったんでしょうかね。そういうのを伺いたいと思います。

○議長（上原 二郎君） 答弁を求めます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） 他に要請した人はございません。

○議長（上原 二郎君） 何か質疑があれば。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（上原 二郎君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は、起立によって行います。

議案第52号、本案は原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上原 二郎君） 起立多数です。

よって本案は、原案のとおり同意することに決しました。

日程第 3 1 委員長報告

○議長（上原 二郎君） 会期中の議案の審議を付託した各予算特別委員会から、本日議長へ 14 件の報告書が提出され、これを受理いたしました。

日程第 3 1、委員長報告、一般会計予算特別委員会付託審議、議案第 2 7 号。特別会計予算特別委員会、付託審議、議案第 2 8 号から議案第 4 0 号までの 1 3 件を議題とします。

各委員会から、順次報告書の説明を求めます。

一般会計予算特別委員会委員長、三輪英男君。

○江府町一般会計予算特別委員会委員長（三輪 英男君）

.....

報 告 書

1. 事 件 名 (1) 令和 3 年度鳥取県日野郡江府町一般会計予算
2. 事件の内容 予算審議
3. 審議の経過 令和 3 年 3 月 8 日、第 2 回江府町議会 3 月定例会（第 1 日）において付託された上記予算について、令和 3 年 3 月 1 0 日、1 1 日、1 5 日委員会を開催して審議した。
4. 決定及びその理由 本件について認定する。
5. 少数意見の留保 な し

本委員会においては、上記のとおり認定を可とする旨決定したので報告する。

令和 3 年 3 月 2 4 日

江府町議会一般会計予算特別委員会

委員長 三輪 英男

江府町議会議長 上原 二郎 様

.....

— 1 枚おはぐりください。

.....

令和 3 年度一般会計予算特別委員会参考意見

令和 3 年度の一般会計予算は、3 6 億 8, 3 0 0 万円で、令和 2 年度予算額に対し、前年比 8 5. 4 %、金額にして 6 億 3, 2 0 0 万円の減額となっている。これは、新庁舎建設事業終了によるものである。

主な新規事業としては、総合健康福祉センター施設改修工事、運動公園施設LED化工事などがあるが、依然として厳しい財政状況である。しかしながら、ふるさと応援基金の積み立てを実施できたことは、将来に向け、若干ではあるが明るい兆しも見える。なお、予算審査にあたり、継続事業においては進行状況を。新規事業においては、詳細な資料とともに臨まれることを申し添え、以下参考意見とする。

総務課（財政）

- ①新庁舎が完成し、デジタル防災行政無線も運用が始まり、財政的には基金を取り崩すなど一層厳しさを増しているが、ふるさと納税の仕組みや、他の補助制度を活用し、移住定住を促進するなど、人口の社会増に向けた構想の実現に向け一層の努力をされたい。
- ②広報公聴関係については、広報紙の発行やホームページの運営により情報や話題を発信している。今後も、効果的な情報発信の展開手段として、YouTube の活用を計画している。そのため、地域おこし協力隊員を広報支援員として採用し、奥大山ユーチューバーの名のもと情報発信に努め、まちの魅力を最大限発信するような動画を作成し、移住定住の促進やまちの活性化に繋がりたい。
- ③地方創生交付金事業において、江府町まち・ひと・しごと・創生協議会を創設している。最大の目的である人口流出、人口減少に歯止めをかけることは、最優先の命題である。そのため佐川地区を基にした開発計画は、将来の町の存続に大きくかかわる事業である。したがって官民が最大の英知を絞り成功に向け努力されたい。

.....
——おはぐりください。
.....

総務課（行政）

- ①新庁舎移転に伴う様々な事象に対処し、安定した行政活動となるように努めなければならない。備品や旧施設の処理や処分についても各種委員会の意見を取り入れ、速やかにかつ的確な処置となるよう努められたい。

また、併せて公共施設の借地の買取りなど将来の経費削減にも努力されたい。
- ②職員においてはこの機会をとらえ各種研修に積極的に参加し、個人のスキルの向上とともに住民サービスの向上に資するよう努め、庁舎建設の目的の一つである、住民がこぞって利用できる環境づくりに努力をされたい。
- ③デジタル化対策は、国の政策に対応するも時代の趨勢であり、業務の効率化は、結果的に住

民とのコミュニケーションの向上と成り得るものである。重点事項として取り組まれない。

住民課

- ①いよいよ町営交通がスタートとなり住民の期待も高まっている。このような取り組みは、全国市町村では初であり、是非とも満足のいく結果を望みたい。運営にあたっては、そのノウハウを短期間のうちに習得し、経費削減につなげ交通弱者は、もちろんすべての町民に歓迎される良好な運行体制を構築されたい。
- ②ふるさと納税推進は、前年より大きく成果を上げている。このことは、今後のまちの運営に良好な影響を与えることとなる。更なる事業目的と目標を掲げ、スタッフ一丸となり、その達成に努力されたい。
- ③移住定住促進は、町の存続と合わせ非常に重要な事業と位置付ける。したがって、集落支援員、移住コーディネーター、定住支援員がその役割を十二分に発揮するよう総力を挙げてその任に当たられたい。また、お試し住宅の活用や移住・定住者向けの住宅団地の開発は、速やかに進めるとともにその情報発信に傾注し大幅な人口増となるよう努められたい。

福祉保健課

- ①事業推進の基本として、生きること・命と健康を守ることを底流としている。特に、買い物福祉支援サービスの継続は重要事業であり、370名以上の高齢対象者の見守りを地元移動販売業者に託しているが、さらにネットワークを拡大するなどして、共助・互助の精神で見守りを支援し、町民が住み慣れた地域や家で安心安全に暮らせるまちづくりを推進されたい。
- ②老人福祉センターの利用状況向上については、施設の目的・特徴など積極的に周知し、多くの町民が集う施設となるよう努められたい。また、空調設備改修は、利用者の衛生面と健康に効果がある。早期に利用可能となるよう努められたい。
- ③総合健康福祉センター管理運営については、自家発電装置の設置を計画しているが、引き続き綿密な検証を要する。事業実施にあたっては、その具体的な目的に合致した最適な容量、機種等、事業詳細について検討整理のうえ再度議会に説明されたい。
- ④児童福祉については、ひとり親家庭の生活の安定と自立を補助し、ネウボラの活用により保護者と子供たちが安心して暮らせる環境を整えつつある。更には、ファミリーサポートセンターを展開するなど、それぞれの事業が成果を上げているが在宅児童給付金事業は、子育て世帯の経済的支援として転入時の選択ポイントとなっている。これらの事業においては、広報周知に努め移住定住者の参考となるよう努力されたい。

農林産業課

①事業内容としては、集落営農、地方創生、奥大山周辺活用

.....
—— 1枚おはぐりください。
.....

など6つのテーマを柱に掲げ、事業を進めている。

地場産品の開発販売においては、協力隊員の力を借りて展開を図るが、隊員の採用及び活用に尽力されたい。

②近年開始した特徴的な事業として、ジビエ加工支援や新甘泉普及支援事業などが進められている。その他町内には、特産品となりうる農産物や加工品は、数多く存在しているが、その育成は十分とはいえない状況にある。特に、生産過程における技術の継承やブランド化には課題も多く販路拡大とともに最大の努力をされたい。

③有害鳥獣駆除事業においては、近年増え続ける野生動物による被害の軽減に努めているが、その被害は増える傾向にある。イノシシの捕獲頭数は、やや横ばいと見るが、新たにシカの捕獲数は倍増している。従前の進入予防策に何らかの工夫が必要となっている。その対策に必要な法的資格の取得には、出来るだけ多くの職員が講習・研修に参加し、他の組織とも協力して被害の低減に努められたい。

④観光事業においては、江府町の振興に欠かすことが出来ないものと認識している。現在、行われている奥大山古道ウォークや、うまいもん祭りは、比較的好評であり今後も続くことを期待するが、後継スタッフなどの養成も喫緊の課題となっている。これらを包括する奥大山周辺施設活用計画には、専門家やワーキンググループなどの活躍が大いに期待される。将来に向け、持続可能な構想計画を早期に実現されたい。

建設課

①建設課における事業内容は、町民の生活全般の安心安全に係るインフラの整備・維持管理が主となり、その業務範囲は広範多岐にわたる。新年度より農林産業課と統合となるため、更に緻密な系統管理手法の開発が必要となる。さらなる住民ファーストの行動理念を実行されたい。

②合併処理浄化槽設置事業について、健康で衛生的な生活を享受するうえで汚水及び、し尿の処理は不可欠であり、その設置率の向上に努力されたい。引き続き、浄化槽の設置及び維持管理を助成する事業を進め、町民の生活環境の向上に努められたい。

③町内道路は、103路線102kmに及び、住民の生活を支える基となっている。その道路

維持においては、各集落からの要望や異常個所に早期対応しているが十分といえる状況ではない。また、県道維持連携共同作業では、県及び郡3町で連携して除雪も併せた維持作業を行っている。町内道路を良好に保ち道路利用者の安全運行を確保されたい。

教育委員会

- ①子供の国保育園においては、適正な職員配置により、安心安全で楽しい園生活を提供されたい。施設の老朽化や周辺環境については、近年の課題となっており、その対策は遠からず検討すべきであるが、日々の点検や監視は怠らず万全な運営に努められたい。
- ②庁舎移転に伴う今後の図書館の在り方について、利用者が楽しく過ごせることを第一のポイントとして考える必要がある。職員の適正配置を図り、コミュニティ図書館として学習の場として十分に活用するため一定の改築も視野にしっかりと検討されたい。
- ③地域未来塾運営事業については、江府中学校の3年生を対象に学習支援をしているが、さらに充実した学習内容を望むものである。また、個別指導の希望や対象を1、2年生にも広げるなどの要望もあり、生徒・保護者の関心は高い。子どもが学習を通して得るものは多く、まちとしても将来、更に、無限の利益を得ることとなる。したがって、受講料を免除する等、保護者負担の軽減を図り、参加率をさらに高めることも検討されたい。

.....
以上でございます。

○議長（上原 二郎君） ただいまの委員長報告について質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（上原 二郎君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

付託議案1件、江府町一般会計予算特別委員会は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 異議なしと認めます。よって、本件は、委員長報告のとおり決しました。

続いて、特別会計予算特別委員会委員長、阿部朝親君。

○江府町特別会計予算特別委員会委員長（阿部 朝親君）

報 告 書

1、事件名

- (1) 令和3年度鳥取県日野郡江府町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- (2) 令和3年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計(事業勘定)予算
- (3) 令和3年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計(施設勘定)予算
- (4) 令和3年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計(保険事業勘定)予算
- (5) 令和3年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計(サービス事業勘定)予算
- (6) 令和3年度鳥取県日野郡江府町介護老人保健施設特別会計予算
- (7) 令和3年度鳥取県日野郡江府町後期高齢者医療特別会計予算
- (8) 令和3年度鳥取県日野郡江府町索道事業特別会計予算
- (9) 令和3年度鳥取県日野郡江府町江尾財産区特別会計予算
- (10) 令和3年度鳥取県日野郡江府町神奈川財産区特別会計予算
- (11) 令和3年度鳥取県日野郡江府町米沢財産区特別会計予算
- (12) 令和3年度江府町簡易水道事業会計予算
- (13) 令和3年度江府町下水道等事業会計予算

— 1枚おはぐりください。

2、事件の内容 予算審議

3、審議の経過 令和3年3月8日、第2回江府町議会3月定例会(第1日)において付託された前記13件の予算について、令和3年3月16日委員会を開催して審議した。

4、決定及びその理由 いずれの事件についても認定する。

5、少数意見の留保 なし

本委員会においては、上記のとおり認定を可とする旨決定したので報告する。

令和3年3月24日

江府町議会特別会計予算特別委員会

委員長 阿部 朝親

江府町議会議長 上原 二郎様

.....

特別会計予算特別委員会参考意見

○住宅新築資金等貸付事業特別会計

滞納金が約900万円あり、面接等での回収をされているが、昨年から大きな進展がない。教育委員会が単独での回収でなく、住民課で税金等の滞納金徴収を一元化した取り組みを研究されたい。

○国民健康保険特別会計（施設勘定）

診療の待ち時間が長いと利用者の声があるが、今回のリニューアルで第3診療室ができ、また、俣野診療所との医師の移動等連携を組み改善されるなど努力をされているが、午前午後の予約対応の改善など、さらなる利用者のサービス向上に向け努力されたい。

○国民健康保険特別会計（事業勘定）

県連合への計画があまり進んでいない。本町だけの問題ではないが、将来にわたる医療制度安定運営確保に努められたい。

○介護保険事業特別会計（保健事業勘定）

地域包括支援センターは、介護事業の要として非常に大切である。緊急通報サービスの向上、また、らんちゅう等介護施設との連携を深め、安定した住民介護サービスのさらなる向上に努められたい。

○介護老人保健施設特別会計

コロナ禍の中で1ユニット空けるなど対応されているが、職員対応のシミュレーションなど、より慎重な業務に努められたい。

○索道事業特別会計

休業中であるが維持管理に経費もかかる。早急な今後の利用計画の方向性を提案するよう努力されたい。

○簡易水道事業会計

深山口地区水源改良事業は、事業内容を慎重に検討され費用の削減に努力されたい。水道事業の持続可能な維持管理に努められたい。

○下水道等事業会計

人口減少に伴う対応等研究され、また、接続率の向上など安定した管理運営に努められたい。

.....

以上でございます。

○議長（上原 二郎君） ただいまの委員長報告について質疑を行います。

ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（上原 二郎君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本委員会の付託議案 13 件は、いずれも原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 異議なしと認めます。よって、本件は、委員長報告のとおり決しました。

日程第 3 2 発議第 1 号

○議長（上原 二郎君） 日程第 3 2、発議第 1 号、江府町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

7 番、川上富夫議員。

○議員（7 番 川上 富夫君）

.....
発議第 1 号

令和 3 年 3 月 2 4 日

江府町議会議長 上原 二郎 様

提出者 江府町議会議員 川上 富夫

賛成者 江府町議会議員 三好 晋也

賛成者 江府町議会議員 三輪 英男

賛成者 江府町議会議員 阿部 朝親

江府町議会会議規則の一部を改正する規則について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 112 条及び江府町議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

（提出の理由）

議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環と

して、出産、育児、介護など議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、育児、介護など議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から出産に係る産前・産後の欠席期間を規定するものである。

また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続きについて、請願者に一律に求めている押印の義務付けを見直し、署名又は記名押印に改めるものである。

.....
——おはぐりください。
.....

江府町議会会議規則の一部を改正する規則についての詳細については、右側が改正前、左側に改正後を記載しておりますのでご覧ください。附則としてこの規則は、令和3年4月1日から施行する。

.....
以上であります。

○議長（上原 二郎君） 発議第1号の質疑を行います。

〔質疑なし〕

○議長（上原 二郎君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（上原 二郎君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

発議第1号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

.....
日程第33 閉会中継続調査について（議会運営委員会）から

日程第34 閉会中継続調査について（広報公聴常任委員会）

○議長（上原 二郎君） 日程第33、閉会中継続調査について（議会運営委員会）から日程第34、閉会中継続調査について（広報公聴常任委員会）まで計2件を一括議題といたします。

議会運営委員会、広報公聴常任委員会の各委員長から会議規則第75条の規定により閉会中継

続調査の申出書が議長の手元に届いております。

おはかりします。各委員長の申し出のとおり、閉会中継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 御異議なしと認めます。よって各委員長から申し出のとおり、閉会中継続調査とすることに決しました。

○議長（上原 二郎君） おはかりします。本定例会の会期に付された事件は、すべて議了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により閉会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 異議なしと認めます。よって、本定例会はこれをもって閉会することに決しました。

以上をもって、令和3年第2回江府町議会3月定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

午前11時15分閉会
